

はじめに

平成13年に企業組織再編制度が導入され、もう7年が過ぎました。

企業組織再編制度とは、単純に言えば、1つの会社を2つに分けたり、逆に2つの会社を1つにしたり、あるいは持株会社をつくったりするときの法律制度です。

上場している大企業では頻繁に使われており、マスコミ等では色々と報道されています。そして、今ではこの組織再編制度の活用が大企業から中小企業にも広がってきました。

この小冊子は、会社のグループ組織の再編成とはどういう仕組みなのかをいくつかの事例を紹介しながら会社の組織再編制度を活用すると中小企業でもどういことができるのかということをおオーナー経営者の方々におおよその姿を理解してもらおうという目的で作成したものです。

企業グループの組織再編の法制はこの小冊子に紹介した以外にも色々な活用方法があります。ますます企業の勝ち負けが明らかになってきている今の経済状況の中で、中小企業のオーナーに会計事務所や金融機関等から色々な組織再編を活用した問題解決の話が提案されてくると思います。

そのような提案の中身を理解することにより、貴社の企業経営に役立つことを心から祈念するものです。

注意：この小冊子は、おおよその理解を経営者に得てもらうことを目的として作成しているため、税法の説明など詳細な規程については、省略もしくは理解しやすい形にかえて説明しています。実務においては、それぞれの専門家に必ずご相談下さい。

目次

1. <u>グループ内組織の変更方法</u>	1
2. <u>株式交換制度と株式移転制度</u>	1
①株式交換制度	1
②株式移転制度	2
3. <u>会社分割による組織再編の活用</u>	4
①新設分割の2つのパターン	4
②吸収分割の2つのパターン	5
③会社分割制度の活用事例	7
4. <u>合併による組織再編の活用</u>	11
①合併	11
②合併による活用事例	12
5. <u>必ず注意すべき事項</u>	13
A. 手続き上のポイント	13
B. 税法上のポイント	14
①企業グループ	15
②法人税法上の取扱い	16
③合併・会社分割の組織再編の適格・非適格判定表	17
④繰越青色欠損金等の引継ぎ制限	18
⑤企業組織再編成における含み損の取扱い	20
⑥その他の税法	21

1. グループ内組織の変更方法

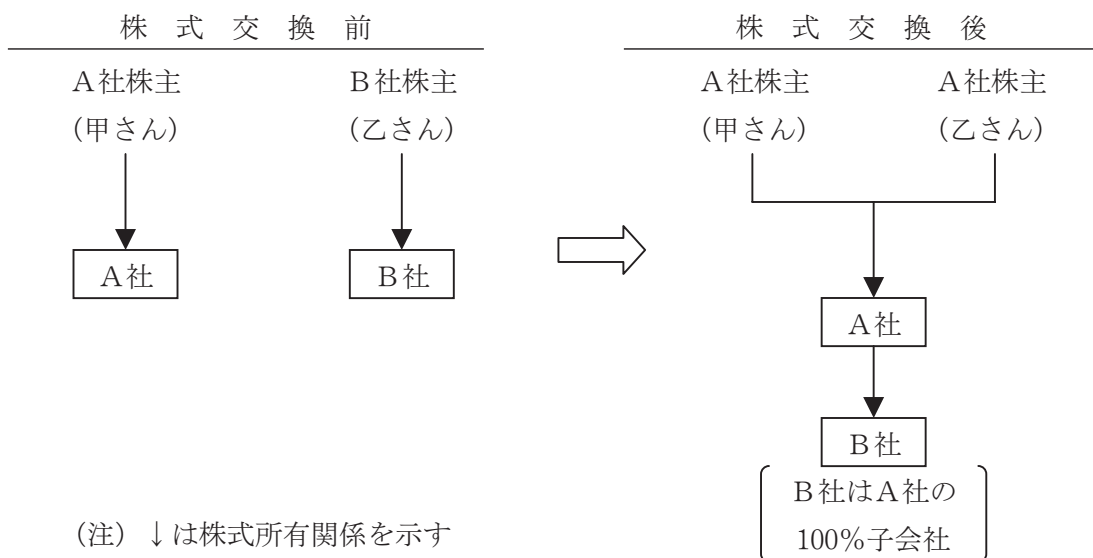
グループ企業の持株関係やグループ内事業の事業企業の構成を変える方法の中で、代表的な仕組みとしては次のような形があります。

- ・ 株式交換
- ・ 株式移転
- ・ 会社分割（分割型分割、分社型分割）
- ・ 合併

2. 株式交換制度と株式移転制度

① 株式交換制度

【イメージ図】



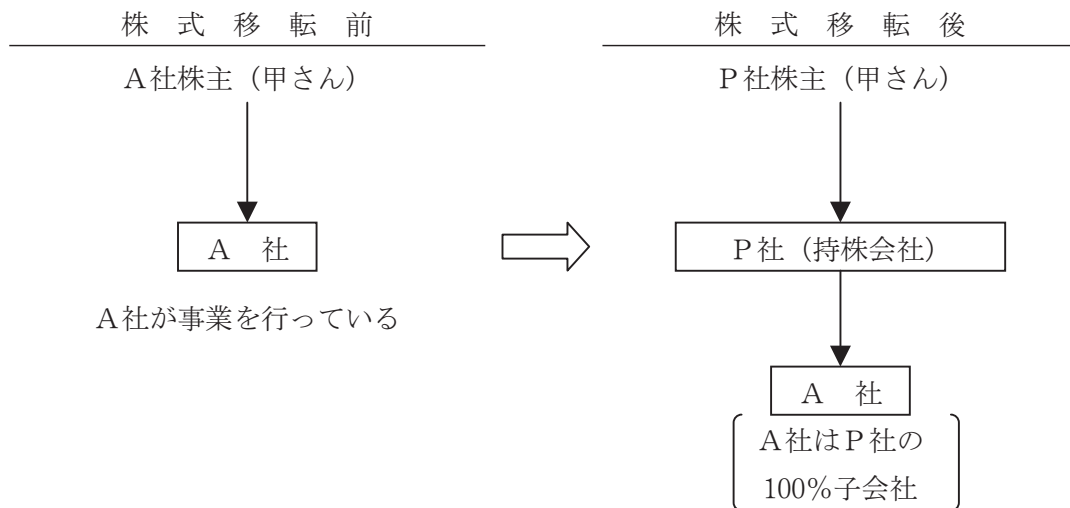
B社株主（乙さん）は、B社の株式をA社に渡し、交換にA社の株式をもらう。
旧B社株主（乙さん）は、甲さんとともにA社の株主となり、B社はA社の100%子会社となる。

一定の条件を満たすと旧B社株主（乙さん）には課税関係は生じません。

甲さんと乙さんが同じ人であるケースもあります。

②株式移転制度

【イメージ図】



A社株主（甲さん）は、A社の株式を、新設するP社に渡し、交換にP社の株式をもらう形となります。

旧A社株主（甲さん）は、P社の株主となり、P社は持株会社、A社は持株会社P社のもとでの100%子会社となります。

株式移転をすることにより持株会社を容易に設立できます。

一定の条件を満たすと課税関係は生じません。



株式交換・移転制度は、例えば、こんなときに利用できます

甲さんは若手経営者です。甲さんには子供はいますが、まだ誰が経営者になるかなどは決まっていません。基本的には、今経営しているA社はますます成長し、それに伴い相続税の評価も高くなるだろうと思っています。少しでも株価を下げおきたいと思い、会計事務所から勧められて株式移転制度を活用して持株会社P社を設立することにしました。

効果

A社株式の現在の相続税評価が5億円とします。仮に10年後A社株式の相続税評価が15億円に上昇しているとします。

[甲さんが直接A社株式を持っているケース]

何もしなければ、甲さんが持っている財産のA社株式の相続税評価は現在5億円、10年後15億円ということになります。

[株式移転を事前に行っているケース]

事前に株式移転を行っていると、A社の株式ではなく、持株会社P社の株式を甲さんは持っていることになります。

株式移転直後のP社株式の相続税評価額は5億円と変わりません。10年後A社の相続税評価額が15億円に上がったとしてもその評価が増加した部分については相続税法のルールに従い、含み益として扱われます。現在の相続税法のルールでは、P社株式の相続税評価額は10.8億円と扱われます。すなわち、持株会社P社を設立し、P社経由でA社の株を所有することにより甲さんの相続税評価額の上昇は長期的な視点では相当抑えられることになります。

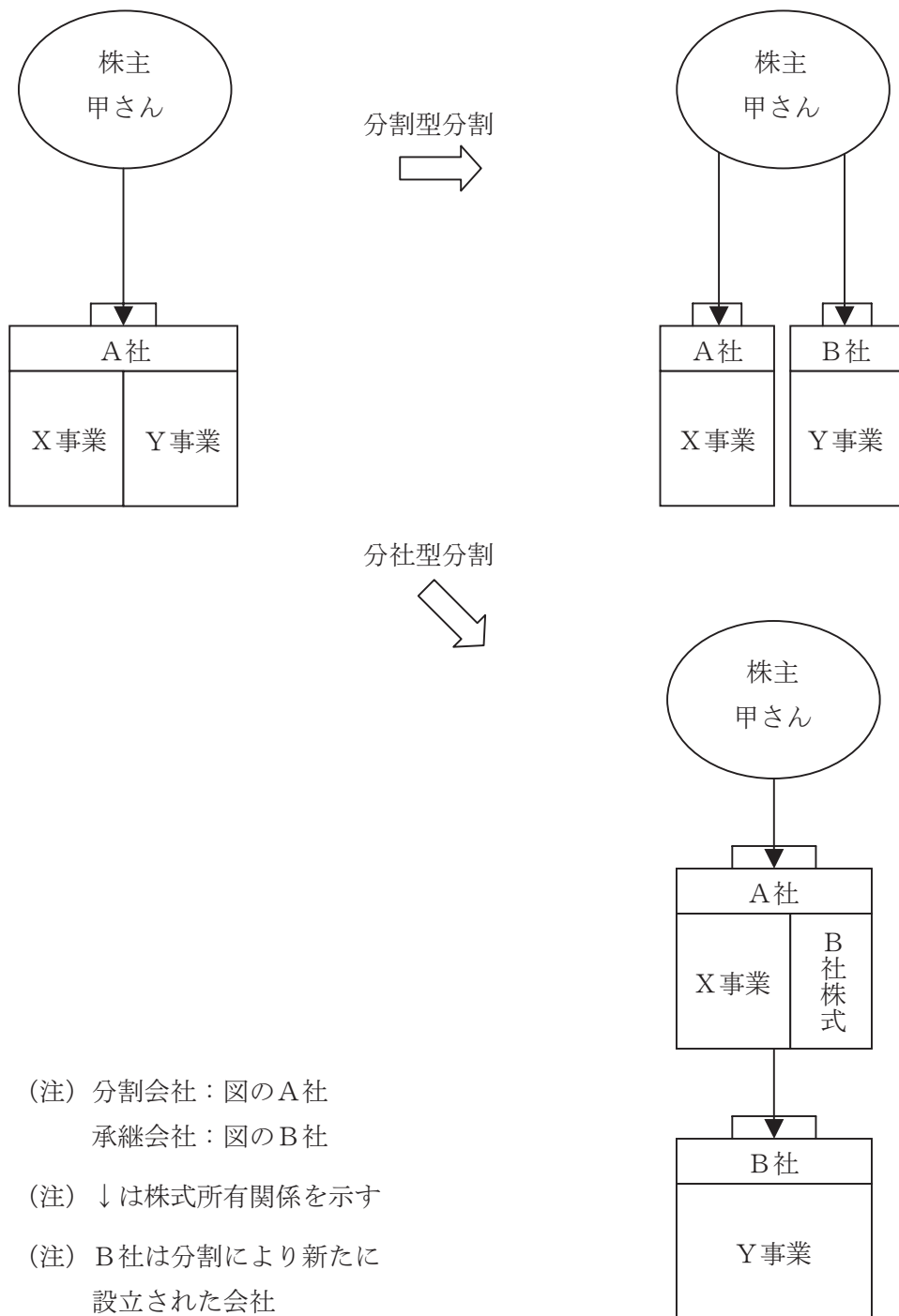
もちろん、10年後に相続税のルールが変わっていれば別です。

しかし、事業展開も持株会社制度の方が容易ではないでしょうか。

3. 会社分割による組織再編の活用

①新設分割の2つのパターン

Y事業を新設会社に分割する



(注) 分割会社：図のA社

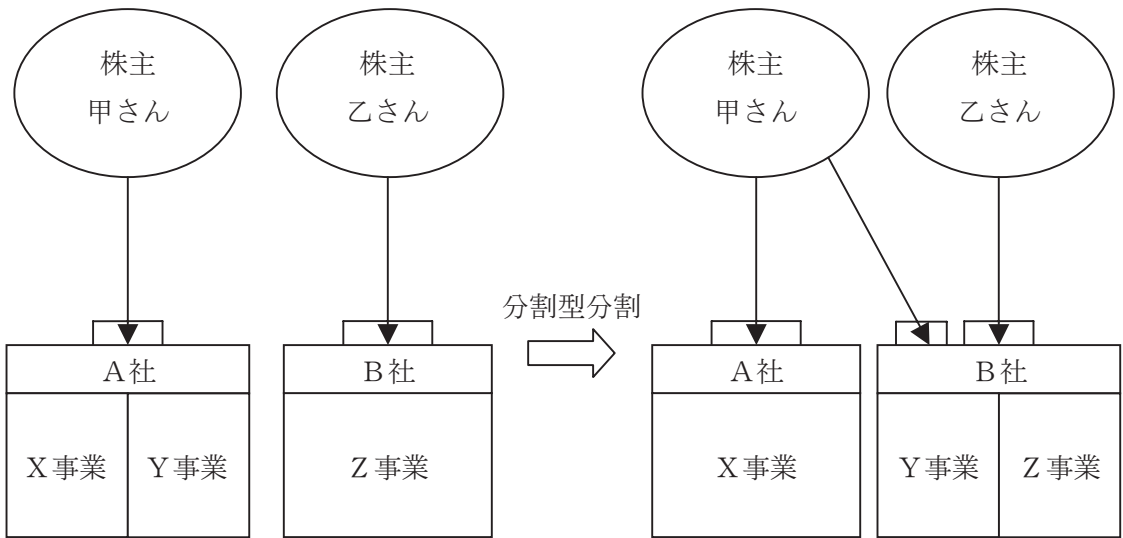
承継会社：図のB社

(注) ↓は株式所有関係を示す

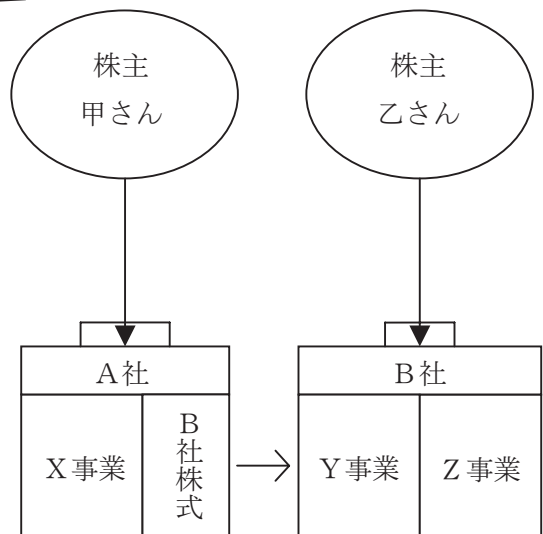
(注) B社は分割により新たに
設立された会社

②吸収分割の2つのパターン

Y事業を他の会社に分割する



分社型分割



(注) 分割会社：図のA社

承継会社：図のB社

(注) ↓は株式所有関係を示す

(注) B社は分割以前より存続していた会社

会社分割とはある会社の事業のうちの一部を分割後新たに設立する会社、または既存の他の会社に承継させることを言います。新たに設立する会社に承継させる場合を新設分割と言ひ、既存の会社に承継させる場合を吸収分割と言ひます。

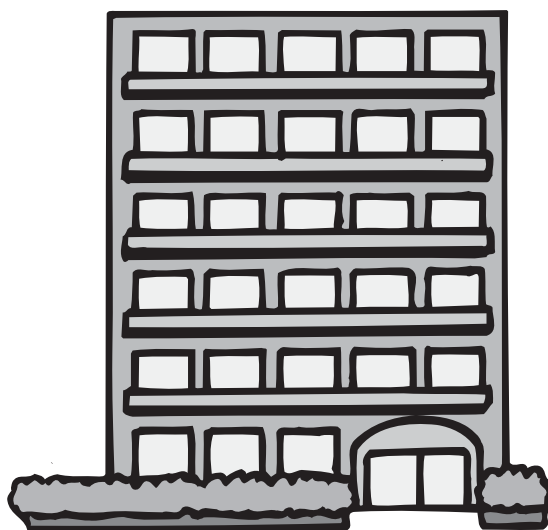
分割する元の会社を分割会社、事業を受ける会社の方を分割承継会社と言ひます。

いずれにしても、分割をした方の会社には新たに分社した会社の株式がもらえ(新設分割)、あるいは既存の他の会社の株式を分割した事業の対価の代わりにもらえる(吸収分割) こととなります。これを分社型分割と言ひます。

それらをさらに一種の現物配当として株主に交付すれば結果的にはその会社の株主が新たな事業を承継する会社の株式を所有することになるわけです。これを分割型分割と言ひます。

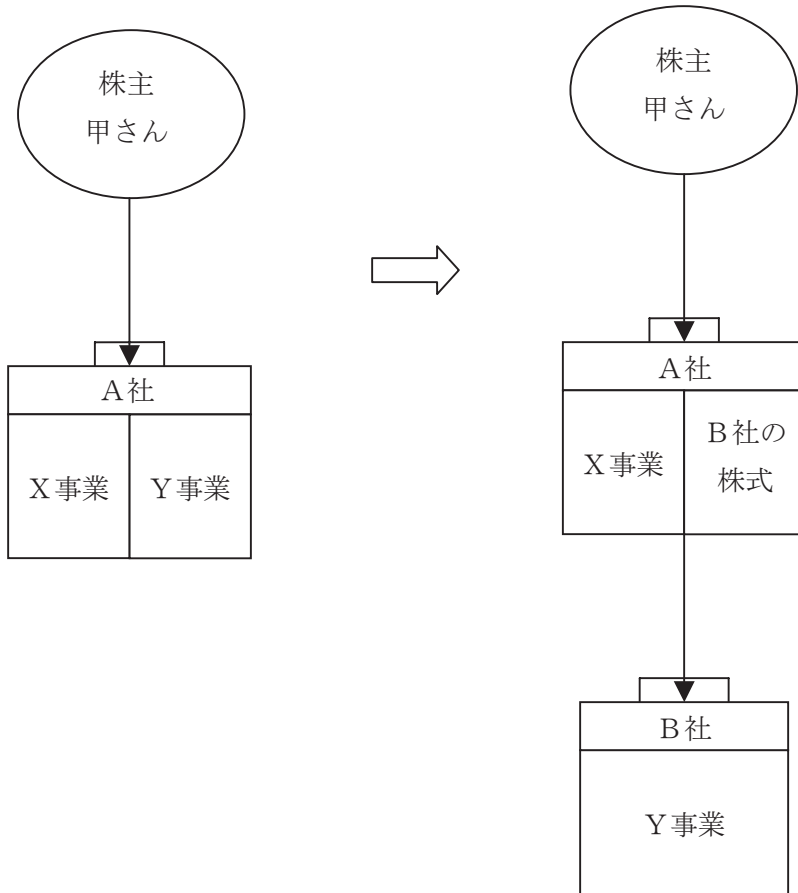
さらには、会社分割を行うに際して、従来の株主に対して平等に承継会社の株式を交付するケースだけではなく、特定の株主に株式を交付するという非按分型の会社分割の制度も会社法で導入されました。

親会社を承継会社とする会社分割により、親会社、子会社の関係を逆転させるという種類の会社分割も可能とされています。特殊な分割のかたちが工夫されることとなります。



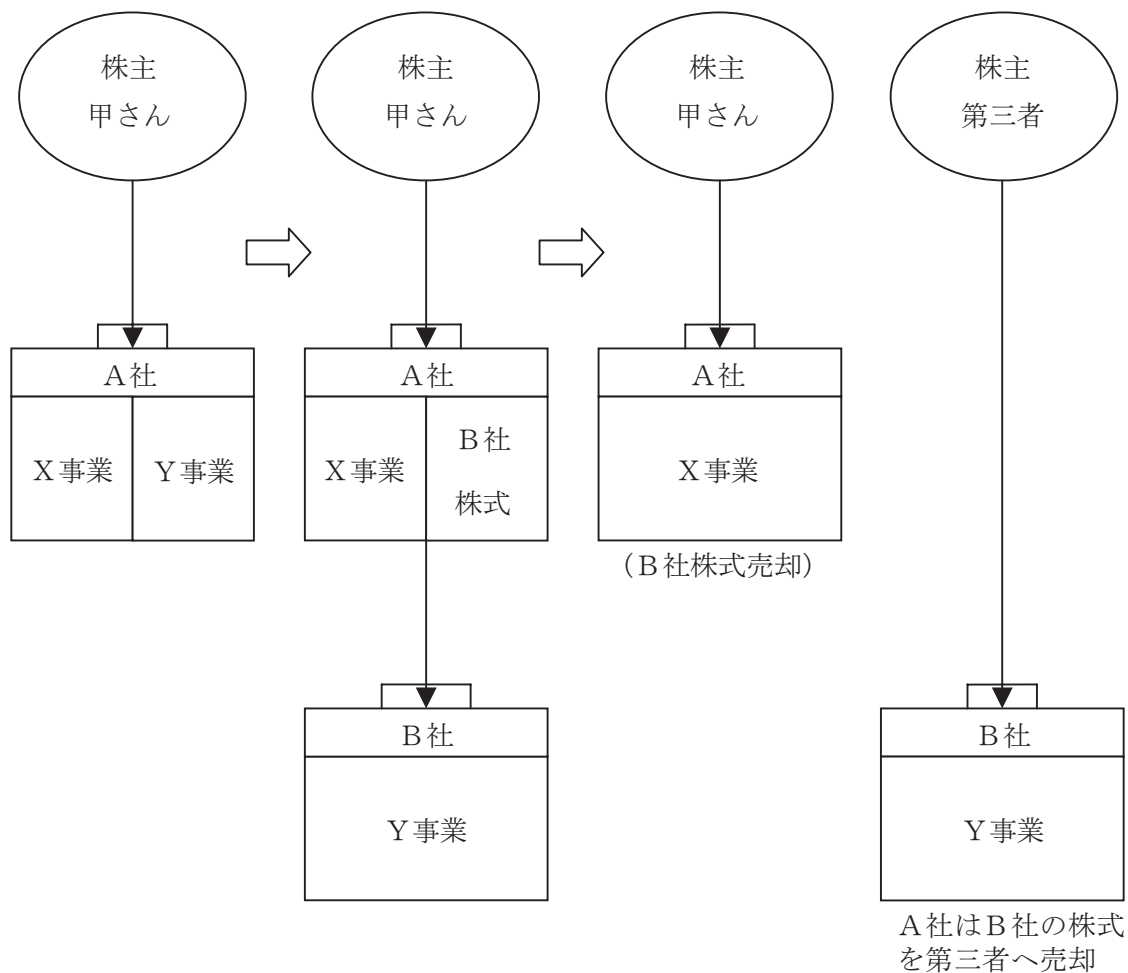
③会社分割制度の活用事例

ケース1 事業部門の完全な独立採算制度への移行



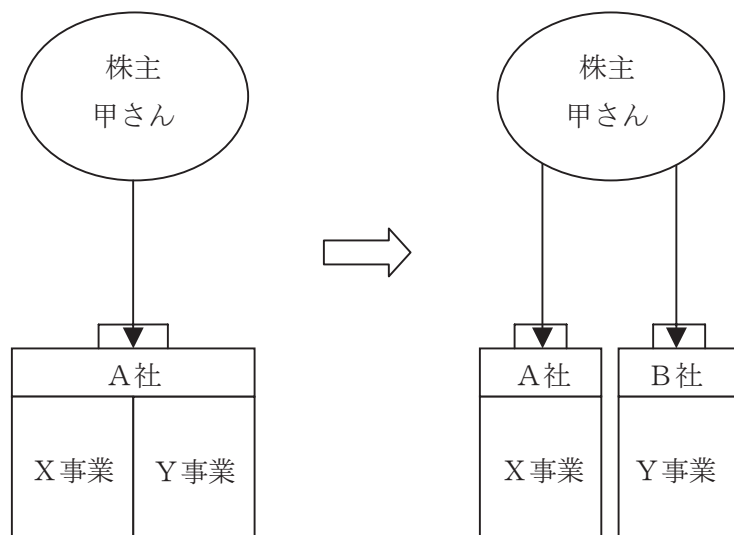
事業部門の完全な独立採算制度への移行のために会社分割を使います。例えば、マーケティングのやり方や製品等全く違うX事業とY事業を1つの会社でやるよりもY事業を100%子会社のB社に分離して行うことが考えられます。

ケース2 一部の事業部門を分離して売却する



ケース1と似たようなケースですが、単にY事業をA社が分離したにとどまらず、さらにA社はその株式を第三者に売却してしまうこともあります。つまり、A社は一部の事業部門Y事業を分離して第三者へ売却するのです。通常、この場合は事業譲渡としてA社が直接Y事業を第三者へ売却することが行われます。しかしながら、その事業に許認可権や特定の契約、特殊な権利があった場合には事業譲渡ではうまくいかないことがあります。このような場合に会社法の特例を活かし、会社分割の手法を用いてその会社の株式を売却すると、上手に対応できることがあります。

ケース3 オーナー社長が保有する会社を事業承継を考えて2つの会社に分ける



中小企業オーナーにとって事業承継は頭の痛い問題です。オーナー社長にとってめぼしい相続財産は自ら所有、経営する会社の株式しかありません。仮に、この株式を子供たちに相続させると事業の経営にあたる子供（次期社長）は他の株主たる兄弟に配慮して経営にあたらねばなりません。あるいは、会社を手伝っている子供が複数いた場合に、その兄弟がそれぞれ別の事業分野に関心を持っていることもあります。

このようなケースで会社を2つに分割したそれぞれの会社のオーナーとしては、X事業を行うA社は子供乙が、Y事業を行うB社は子供丙が相続するということが可能になります。

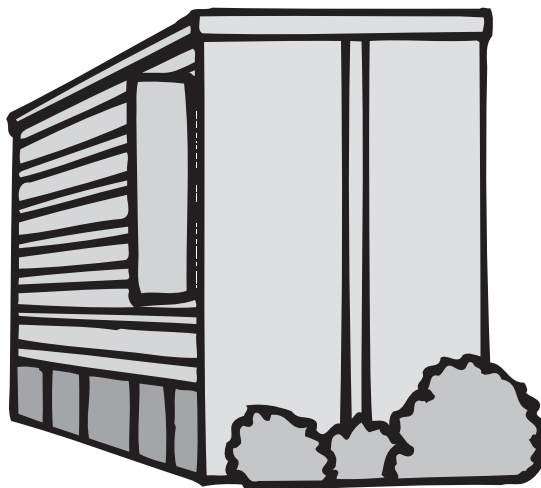
このように将来の相続まで考えて子供乙が相続する事業会社Aと子供丙が相続する事業会社Bと会社を2つに分ける考え方があります。このような形にするとオーナー株主甲さんは相続が発生したときに遺言により子供乙には法人A社の株式を相続させ、子供丙には法人B社の株式を相続させることができるようになります。このような会社分割はオーナー甲さんが生前中は税負担がほとんどかからずに実行することができます。

ところが、オーナー甲さんの相続発生後では、子供乙と子供丙がともに法人A社の株式を共同で相続することになります。その後、上記の図と同様に子供乙はX事業のA社株式を、子供丙はY事業のB社株式を持つように完全に分離分割させるには、従来の法人（分割会社）にも子供乙、子供丙にも多額の税負担が生じる可能性があります。

ケース4 オーナー社長が事業の方向性を考えて別会社化する

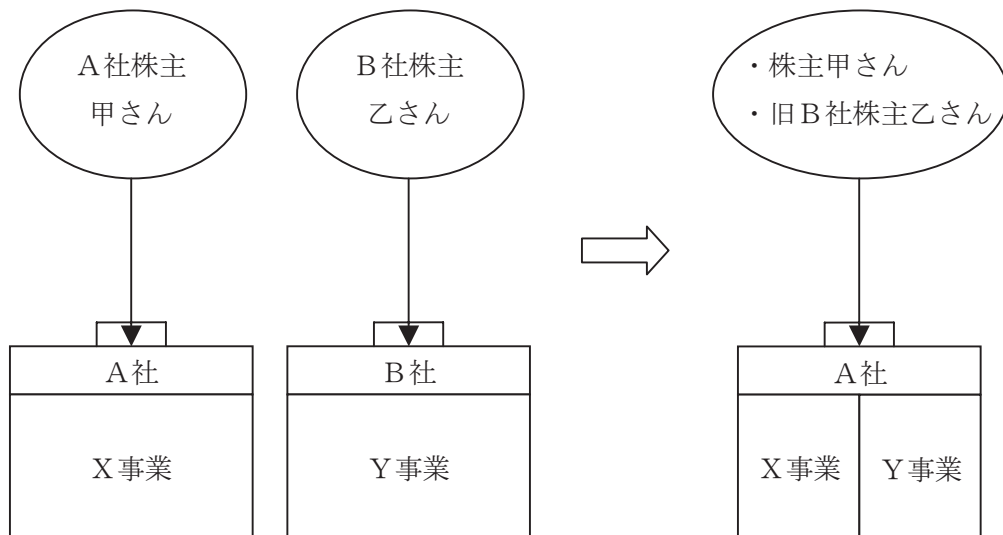
前述の分割型新設分割の方式を利用すると次のようなこともできます。

会社の事業部の中に安定しているX事業と成長性の高いY事業があるケースでは、会社全体で上場を目指すのではなく、Y事業のみをB社として分割し、B社（Y事業）のみで上場を目指す方式があります。Y事業と関係のない本業部分は未公開会社としておきたいケースです。且つ、オーナー社長としては、上場予定のB社株式を直接所有していますので、上場できれば多額のキャピタルゲインを得られることもあります。

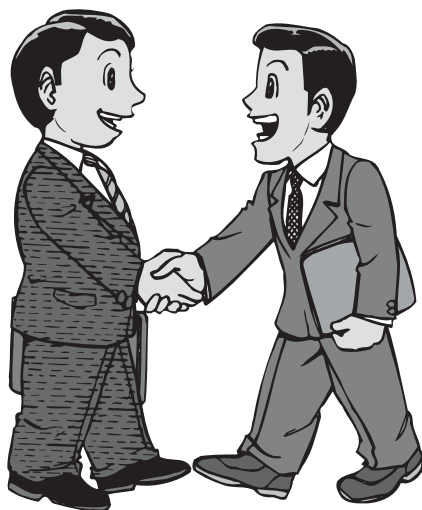


4. 合併による組織再編の活用

①合併

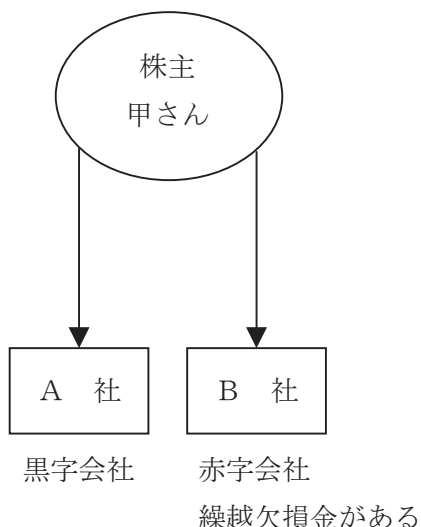


合併することにより、A社（存続会社）にB社（被合併会社）は吸収され、1つの会社となります。



②合併による活用事例

ケース1 合併して、兄弟会社の繰越欠損金を活用する



同一オーナー個人（同族）に株式を所有されている兄弟会社という形式が、中小企業グループではよくあります。一方の会社が黒字であるが、他方の会社は赤字で繰越欠損金があるというケースは珍しくありません。

組織再編税制が整備される前の税実務では、合併により消滅する会社の有する繰越欠損金は、合併会社に引き継げませんでした。この税法の制約があるために繰越欠損金がある会社を合併存続会社として残すというようなことが行われていました。黒字会社のほうが有名なため商号変更手続が必要であったり、不動産を所有していてその名義変更費用が必要になるということが多くありました。

現在では、合併消滅会社が有している繰越欠損金でも税法で規定する一定の要件を満たせば合併存続会社が引き継げることになりましたので、従来の無駄な手続きも不要になりますし、繰越欠損金が消滅する前に合併存続会社で利用することが容易になりました。

5. 必ず注意すべき事項

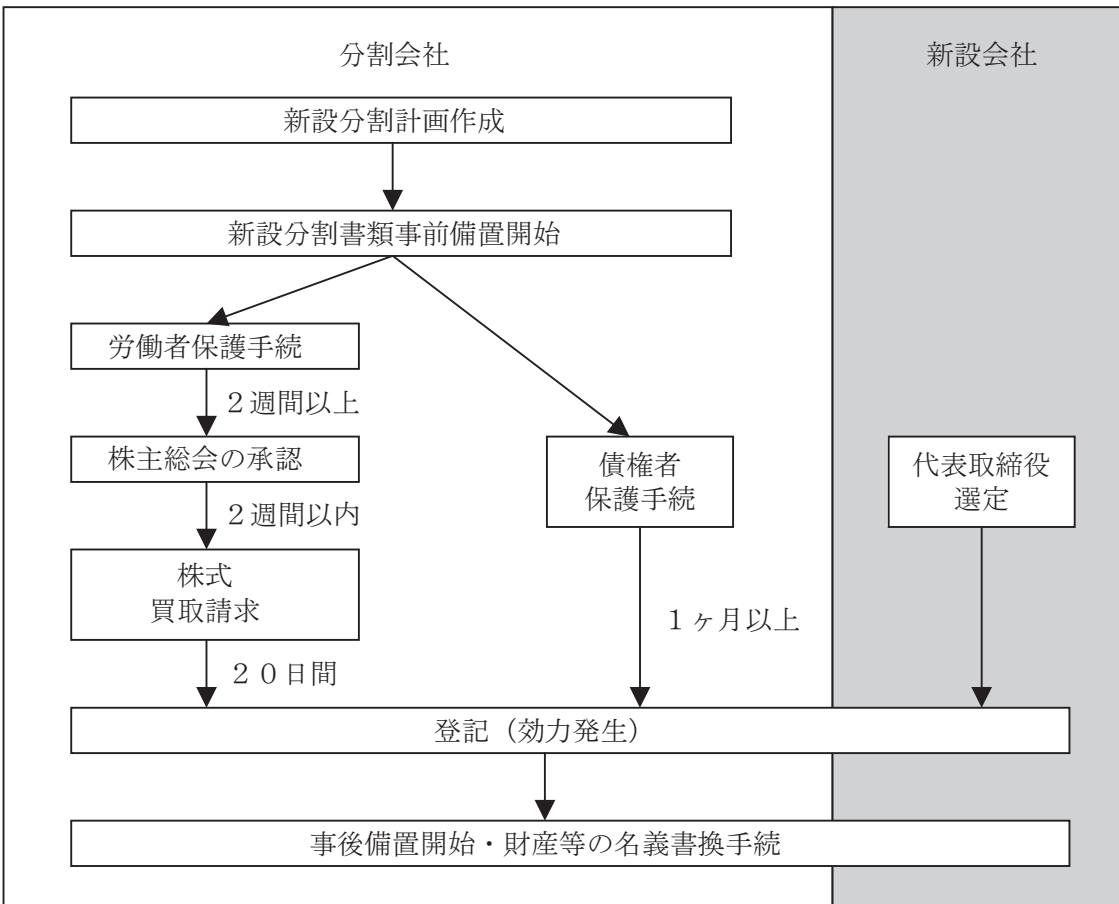
A. 手続き上のポイント

会社組織再編は、再編目的を適切に達成し、且つ、不要な税務負担を避けるために弁護士事務所、司法書士事務所及び会計事務所と会社とが協力して手続きをすすめる必要があります。専門家といえども事業再編の経験事例が少ないところでは思わぬミスを起こしがちです。新設分割の手続きのモデルケースをあげておきます。

まず分割の計画を練ります。法律上一定の期間が定められており、短縮できないものがあるため、計画確定から分割登記（分割の効力発生日）までの期間は最短でも2ヶ月程度、できれば従業員の処遇や事務上の取扱いの確認など慎重に検討すべき項目が多いので4～5ヶ月の余裕を持ちたいものです。

新設分割の手続きの概略は次のとおりです。

- | | |
|--------------------|-----------|
| ① 新設分割計画の作成と事前備置 | ② 労働者保護手続 |
| ③ 株主総会による新設分割計画の承認 | ④ 債権者保護手続 |
| ⑤ 株主の株式買取請求 | ⑥ 登記 |
| ⑦ 会社分割に関する書類の事後備置 | |



特に労働者保護手続及び債権者保護手続は慎重に行う必要があります。

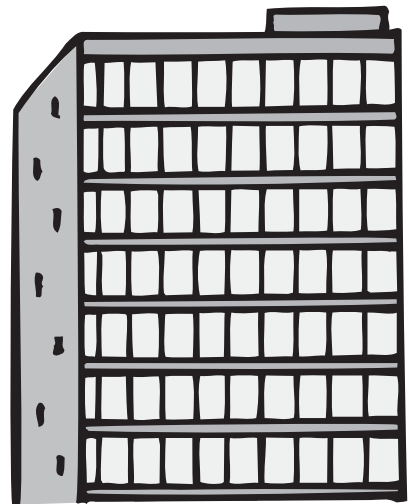
B. 税法上のポイント

企業グループの組織再編の税法は複雑です。

十分な検討をしないで実行しますと、法人税並びにその株主たる個人株主や法人株主にかかわる所得税、法人税に大きな影響を与えます。

会社分割や合併などは一般的には件数が少ないため、これらについて知識経験豊富な会計事務所は限られています。

一定の条件を満たしていれば、法人税や所得税の課税がない分割や合併（適格分割、適格合併）として取り扱われます。しかし、適格合併や適格分割のつもりが不適格にでもなれば大問題になりますので、慎重な判断が必要です。



①企業グループ

企業グループとは、ある法人株主もしくは同族関係の個人株主によって、他の会社の株式が直接・間接的に所有されている会社グループをいいます。

(企業グループとされる持株関係)

図 1

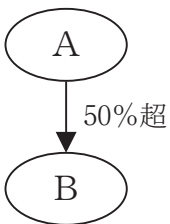


図 2

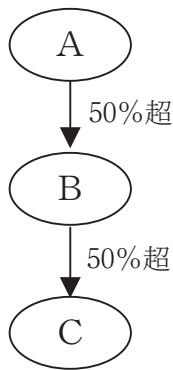


図 3

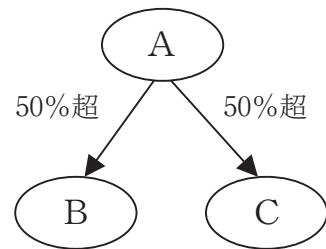


図 4

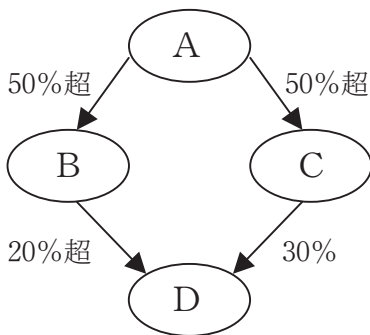
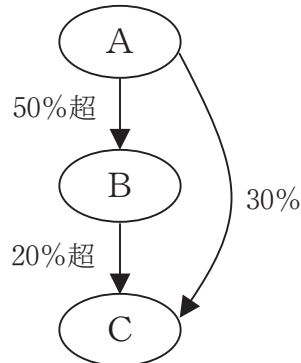


図 5



Ⓐは、法人でも個人でも同族グループでも構いません。

Ⓑ、Ⓒ、Ⓓは、法人となります。

②法人税法上の取扱い

合併・会社分割により、それらの法人の資産・負債が他の法人に移るとい形になります。

そこで、法人税法においては、一定の条件を満たせば移転した資産・負債を移転前の会社の帳簿価格のまま引き継ぐものとし（簿価移転）、即ち、法人税の課税が起らないこととされています。この一定の条件を満たす合併や会社分割を適格合併・適格分割、まとめて適格再編とも呼びます。

そして、その一定の条件を満たさない合併・分割については、移転した資産を時価で売却したものとして取り扱われます。これらを非適格合併・非適格分割と呼びます。

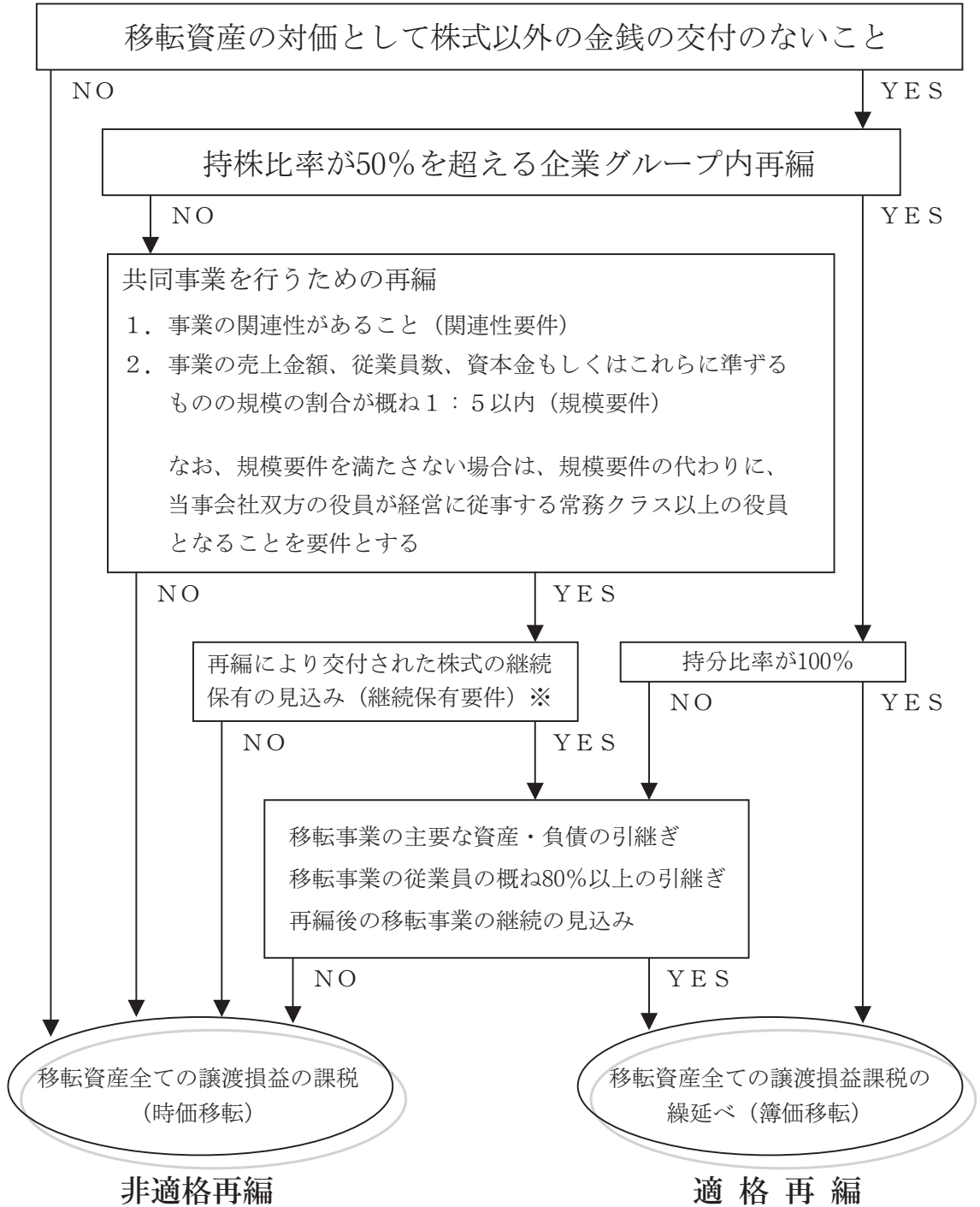
非適格の場合は、資産は全て時価に置き換わるわけですから、含み損も含み益も通算されます。

適格・非適格は、税法の条件を満たしているかどうかで決定され、法人が自由に選択することはできません。

適格・非適格の判定は判定表を参照して下さい。

適格・非適格によって税負担が大きく異なります。企業再編の実行前には、よく会計事務所に相談して下さい。また、株式交換や株式移転についても株主や法人に所得税や法人税が課税されない適格株式交換・株式移転の条件が定められています。適格・非適格の税法の要件については複雑な条件であり、且つ、組織再編後の企業行動も縛るものがありますので、組織再編の企画の段階から組織再編に詳しい会計事務所との相談が不可欠です。

③合併・会社分割の組織再編の適格・非適格判定表



※当事会社の株主が50人以上である場合の当該株主が交付を受けたものを除く

④繰越青色欠損金等の引継ぎ制限

適格合併や適格分割であれば、繰越青色欠損金や含み損を抱えた資産をそのまま引き継げるのが原則ですが、これを単純に適用しますと、不当に法人税を軽減する行為がとられがちです。

たとえば、青色欠損金を抱えて困っている会社の株式を購入して経営権を取得し、その後、合併することにより、その青色欠損金を利用する例や、含み損を抱えている会社を黒字会社に吸収・分割し、その後、その含み損を抱えている資産を売却することにより、含み損を実現損にかえて、課税を圧縮する例等が考えられます。

そこで、欠損金の引継ぎや含み損の引継ぎにつき、一部制限を加え、これらの租税回避ができないような措置がとられています。

合併の場合は、合併法人と被合併法人との両サイドの繰越欠損金について検討が必要です。これらにも留意して企業組織再編を計画しましょう。

適格合併・適格分割型分割における欠損金の利用

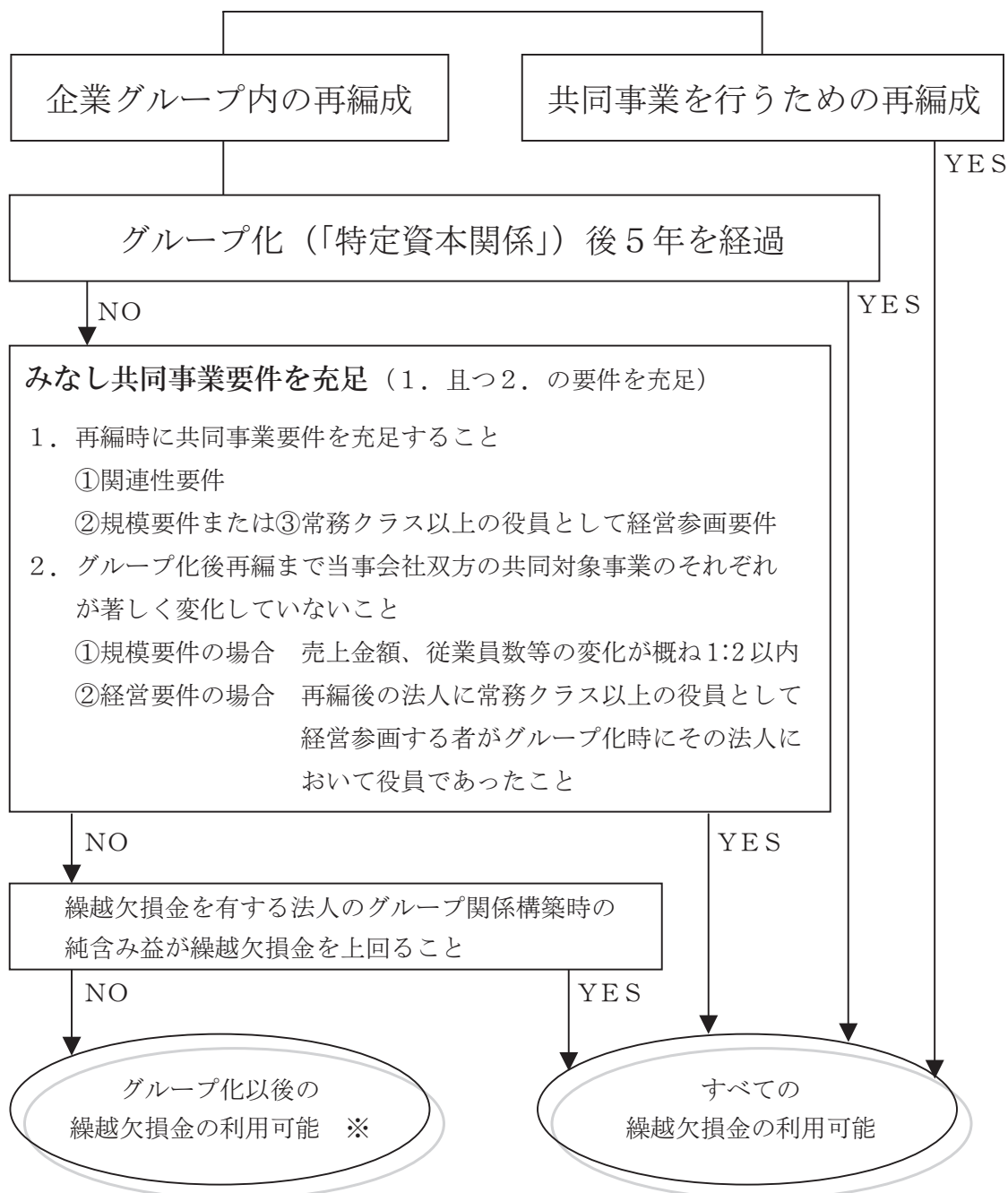
原則：①非適格合併・分割においては繰越欠損金は引き継がない

②適格合併等においては、繰越欠損金を引継ぐ

例外：適格合併等においては、租税回避防止の観点からグループ内再編成の場合の繰越欠損金の利用に一部制限がある

[判定表の概要]

適格合併・合併類似適格分割型分割

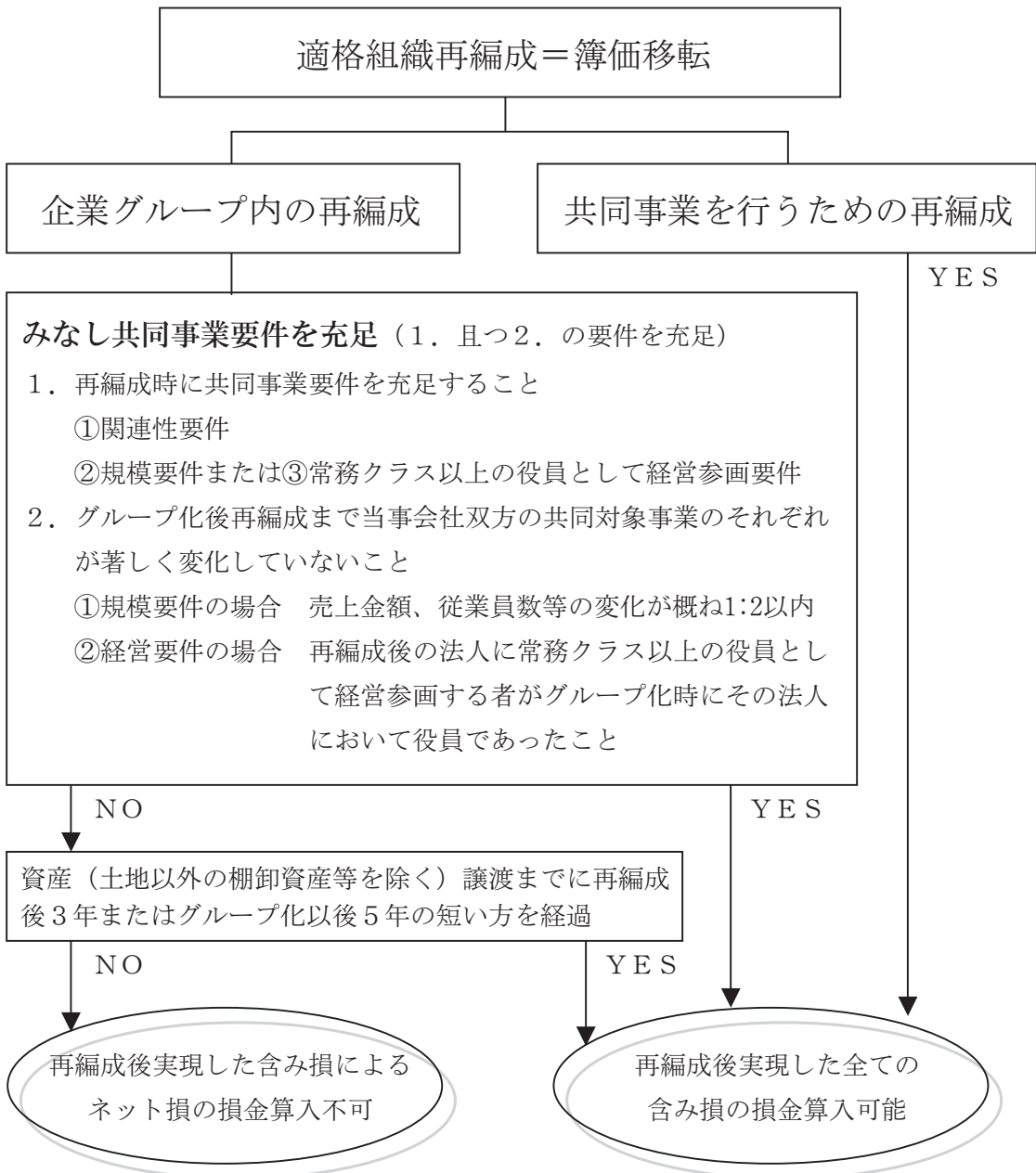


※グループ化以前から有する資産のグループ化後の譲渡等による損失により生じた繰越欠損金の利用は不可

⑤企業組織再編成における含み損の取扱い

原則：随時に実現可能

例外：租税回避防止の観点から、グループ内再編成の場合の含み損の実現に伴う損金算入を一部制限



⑥その他の税法

(1) 消費税

会社分割による資産の移転は、合併と同じく、消費税法上の資産の譲渡等に該当せず、課税対象外となります。

(2) 登録免許税

・ 商業登記

分割による株式会社等の設立登記等の登録免許税の税率は1000分の1.5等となります。

・ 不動産登記

所有権移転登記

合併による移転は1000分の4に、分割による移転は平成21年3月31日までの分割については1000分の4（本則1000分の20）等となります。

(3) 不動産取得税

会社分割により取得する不動産に係わる不動産取得税は、一定要件を満たせば非課税となります。

※ 紹介したような事例では、不良資産の含み損を計上するためならば、分割ではなく別会社への売却という手段をとることも可能ですが、登録免許税や不動産取得税の負担が大きくなってしまいます。

※ 登録免許税及び不動産取得税の会社分割における軽減措置は、法人税等における適格分割・適格合併にかかわらず一定の条件を満たしていれば適用されます。